

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 中里建設株式会社(法人番号6060001020812)
業者の住所 : 栃木県佐野市栃本町1051
- 2 指名停止措置期間 : 令和4年3月9日 から 令和4年3月22日 まで(2週間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 有資格業者である上記法人及びその従業員は、令和2年8月26日、栃木県佐野市発注の災害廃棄物仮置き場の復旧工事において、作業員が高さ約4.3mの路肩でトラクター・ショベルを用いた土砂運搬作業に従事していたところ、路肩から1m下に建設機械ごと転落し、作業員が死亡する工事関係者事故を発生させ、令和3年7月8日、労働安全衛生法違反により足利簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円に処する旨の略式命令を受け、その刑が確定した。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内